

[事案 29-303] 慰謝料請求

・平成 30 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約を無断で解約されたこと、照会に対する代理店の担当者の言動が不適切であったことを理由に、慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 4 月に契約した定期保険について、以下の理由により、慰謝料を支払ってほしい。

- (1)平成 21 年 4 月の解約請求書の署名の筆跡は自身の筆跡に似ているが、押印された印影は自身の印鑑によるものではないことから、契約は無断解約された。
- (2)保険証券が見当たらなかったため代理店の担当者に連絡したところ、担当者から契約には最初から加入していないと言われた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)解約請求書の署名・押印は申立人のものであることから、申立人自身が解約手続を行っている。
- (2)代理店の担当者は、過去に申立人が本契約に加入していたことを失念して、最初から加入していなかった旨の回答をしたが、担当者の発言は慰謝料請求権を発生させるようなものではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約手続の経緯等を把握するため、申立人および解約手続に関与した保険会社の担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の解約は申立人自身が行ったと認められ、また、代理店の担当者の発言に慰謝料請求を認めるほどの違法性は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。